

# 經濟論叢

第七十二卷 第五號

---

- マブリの研究 …………… 田 中 真 晴 (1)
- フィジオクラートと古典學派 …… 菱 山 泉 (15)
- 日本鐵鋼業における日鐵資本の地位  
…………… 河 合 信 雄 (36)
- 「日本勸業銀行史」「同資料」 …… 堀 江 保 藏 (56)
- 

[昭和二十八年十一月]

京都大學經濟學會

## 「日本勸業銀行史」・「同資料」

## 堀江保藏

昭和二十五年四月、特殊銀行としての日本勸業銀行は、改めて普通銀行として出渡ることになつたが、ここに至る五十四年の間、不動産金融の中樞機關として、日本資本主義經濟發達の上に同行が演じた役割は、同じ頃特殊勸業銀行として設立せられた日本興業銀行のそれと共に、誠に重且つ大であつた。その切替を機會に「日本勸業銀行史」が編纂刊行せられ、その途上において蒐集せられた貴重な資料が「日本勸業銀行史資料」と題して發表せられつつあることは、學界のため誠に欣快に堪えない次第である。

かえりみるに、明治初年の富國強兵を目標とする經濟政策において、金融機關近代化の企ては、二年の爲替會社の創設、五年の國立銀行條例の制定に見られるように、主として商業金融の面から着手せられたが、間もなく農業・工業に對する長期金融機關の必要が痛感せられ、明治九年には大久保利通・大隈重信の連署にかかる「貸付局設立並資本手形發行の儀」について

の建議書が太政官に呈出せられた。その意圖を繼承したのは、大久保の後繼者松方正義であつて、彼は日本銀行の創立と併せて、殖産興業のための特殊銀行の設立を提唱した。尤も、「建議書」が財産を引當てに資本手形を發行してこれを通貨に換え、しめる信用創造案をとり、貸付局を官設せんとしたのに對し、松方案は、貸出資金を民間の浮動購買力に求め、事業を企業として行わせようとした点に、インフレ政策時代とデフレ政策時代の著しい相違が反映している。それはとにかく、爾後政府は、内外人の意見を徴し、外國の制度を調査研究し、經濟情勢の變化を検討し、案を練り直すこと數回、遂に明治三十年に至つて日本勸業銀行法が制定せられ、本行の創設となつた。

農業振興のための金融機關としては、別に勸業銀行たる日本興業銀行が、また中小農家や下級地方團體のための金融機關としては地方農工銀行およびその下部機關たる信用組合が夫々構想せられ、勸銀の設立後間もなく實現したが、ここに至つ

て、先の日本銀行を頂点とする私立普通銀行および貿易金融のための特殊機關たる積貯正金銀行と併せて、わが國の金融機關の体系はほぼ確立した。しかもそれが、日清戰爭後のわが國經濟の躍進期——と同時に經濟政策が再び積極化した時期においてであつたことは、勸銀がその設立草案において長らく「興業銀行」と呼ばれながら、この名稱を新たな構想の下に生れた他の特殊銀行に譲つたことと併せて、頗る興味深いものがある。

創立當初の同行は、殖産興業という公的使命の上から、極めて嚴重な業務上の制限を蒙つてゐた。貸付目的は農工業の改良發達に限られ、貸出資金は資本金および債券發行によつて調達したところに依存する建前で、預金業務は許されない、すなわち銀行條例にいうところの銀行業務を営むものでなく、いわば不動産抵當貸付所であつた。この農工業金融時代は明治四十二年を以て終りを告げ、一般的不動産銀行時代に入り、第一次大戰後には、時代の要請に應じて府縣農工銀行を逐次合併し、昭和の金融恐慌時には救済金融業務に乘出し、日華事變以後には、主として浮動購買力の吸收という意味で、金融上に特殊の役割を演じた。それが終戦後のインフレに際會するや、債券の發行が不振となつて資金の調達を専ら預金に依存せざるを得なくなり、實質上次第に普通銀行化の途を辿り、やがて前述のように、法制上でも特殊銀行の地位を去つたのである。

創立發議以來ここに至る同行の歴史は、日本資本主義の發展

「日本勸業銀行史」・「同資料」

並びに産業構造の變化を如實に物語るものといふべく、また同行の創設や營業方針をめぐつて、政府の經濟政策が變化して來た過程も極めて明瞭にうかがわれる。後の点について興味のあるのは、明治十四年に最初の創立草案が生れる以前から、民間に不動産抵當銀行の必要が盛んに論ぜられ、またその設立の計画も隨所に見られたことであつて（「資料」選集）、この情勢の認識と經濟發展段階に對する適確な判斷とが、同行や興業の創立となつて現われたと見られるのである。その後の變化については省略するが、たゞ、戦後一時政府機關が擔當した長期融資が今日再び特殊銀行によつて行われはじめるに至つたことが經濟史上如何なる意味を持つかは問題とすべきであり、その解決の鍵の一つが同行の歴史の中に秘められていることだけを附加えておこう。

以上のように、日本經濟の展開の中における同行の機能と役割を敘し、以て日本經濟史、特にその金融面に對して一つの窓を提供することを意圖して編纂されたのが「日本勸業銀行史」であつて、一見しただけでも本書が單なる同行の歴史でないことが知られる。本書の編纂執筆には東大講師福島法學士が主としてこれに當り、同行調査部員數氏がそれを助けた由であるが、資料を博く窺めこれに綿密な考證を加えた点でも、また客觀情勢を的確に捉えて分析している点でも、本書を高く評價しなればならない。別著「日本勸業銀行史資料」は第一集を「日本

勸業銀行法草案關係資料」、第二集を「明治初年不動産銀行・農業銀行關係資料」、第三集を抵當物價格の鑑定に關する「日本勸業銀行鑑定調査諸規定資料」とし、未刊の第四集には「日本勸業銀行統計資料」が收められる豫定であるが、一見技術的と思われる第三集の鑑定調査規定も、その改正に次ぐ改正の過程のうち、經濟情勢の變化をうかがわしめるものがある。

聞くところによれば、米國經濟史學界においては、ビズネス・ヒストリーの一環として社史の編纂が頗る盛んであるといふ。わが國でも、學問的に貴重な社史はこれまでも少なくない。銀行關係に限るならば、大正九年に騰寫に代えて印刷せられた「横濱正金銀行史」と「同附録」などその尤なるものであつて、その公刊を切望する者は私人だけではあるまい。このやうな際に、前記のやうな内容豊かな「日本勸業銀行史」が貴重な「資料」と共に公刊せられたことは誠に欣快とすべく、多大の日子と費用をかけてこれを編纂刊行せられた同行に對し、深き感謝と敬意を表したい。

〔B5判、太安八四〇頁、附録四七頁、昭和二十八年六月。資料第一集、A5判、四二七頁、二十六年三月。同第二集、A5判、五〇六頁、二十七年十月、同第三集、B5判、二八五頁、二十八年一月。非賣也〕